様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附	属 機	関等の	名称	みよし市指定管理者選定審査会(みよし市立福祉センター 等、明知下ふるさとふれあい広場及び太陽の広場)
開	催	日	時	平成30年10月2日(木)午後1時30分から午後3時まで
開	催	場	所	市役所 3階 研修室4・5
出		席	者	浅野俊夫(会長)、野々山勝利(副会長)、藤田茂弥(委員)、 久野知英(委員)、久野重昭(委員)、志水孝行(オブザー バー) (事務局) 小野田福祉部長、村田市民協働部長、柴田教育部長 長寿介護課;太田課長、加藤副主幹、久野主任主査 協働推進課;深谷課長、水野副主幹、近藤主事 スポーツ課;深谷課長、甲村副主幹、金丸主任主査
次	回 開	催予	定日	_
問	合	산	先	みよし市立福祉センター、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」、みよし市立老人憩いの家関係福祉部長寿介護課 加藤、久野電話(0561)-32-8009 明知下ふるさとふれあい広場関係市民協働部協働推進課 水野、近藤電話(0561)-32-8025 太陽の広場関係教育部スポーツ課 甲村、窪田電話(0561)-32-8027
下	欄に掲	最する	もの	・議事録全文 要約した理由 みよし市情報公開条例第7条第5号に該当するため
審	議	経	過	別紙のとおり

平成30年度第2回みよし市立福祉センター等・明知下ふるさとふれあい広場・太陽の広場指定管理者選定審査会議事録

日 時 平成30年10月2日(火) 午後1時30分から 場 所 みよし市役所3階 研修室4及び5

1 あいさつ

太田長寿介護課長

ただいまから、第2回みよし市指定管理者選定審査会を開催いたします。

始めに、礼の交換をしたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。 一礼の交換ー

始めに、各施設の指定管理者選定審査会設置要綱により、本日は、委員の半数以上の出席がありますので、会議は成立していますことを、ご報告させていただきます。

また、本日の会議は、第1回審査会と同様に非公開といたしますので、 御承知おきください。

それでは早速、浅野会長にご挨拶いただきながら、その後、審査会要綱の規定に基づきまして、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

浅野会長

浅野でございます。今日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。今日は資料が多くて大変だったと思います。必要に応じて資料の細かなところも、疑義がありましたら確認するということもやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは審議に入りたいと思います。3時が終了という予定です。ご協力お願いします。それでは議題の1番、指定管理者の選定方式についてということで、事務局から説明お願いします。

2 議題

(1) 指定管理者の選定方式について

加藤長寿介護課副主幹

まず初めに本審査会におきまして審査の対象となる施設は、市長部局所管のみよし市立福祉センター、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」、みよし市立老人憩いの家 12 施設、明知下ふるさとふれあい広場の計 15 施設、教育委員会所管の太陽の広場の 1 施設、合計 16 施設につきまして、この審査会にあわせて審議いただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の方に移らせていただきます。議題の(1)指定管理者の選定方式についてご説明をします。お手元の資料1ページ、資料1をご覧ください。本審査会で指定管理者を選定していただくに当たり、市の公の施設に係る指定管理者の規定に関する事務処理業務要領の第7の2では、本審査会で選定方式を決定するということになります。その方式としましては、まず1つ目、設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を相手方とする総合点数方式。2つ目として、各委員が

適当と思う団体について意見を表明していただき、選定委員会全体で議論した後、全委員による多数決等によって相手方を決定する採決方式です。3つ目としまして、選定基準のかなう申請者の中で最も本市が負担する管理費用の額が低くなる団体を相手方とする入札方式の3つの方式があります。ここで1つ目の総合点数方式と3つ目の入札方式につきましては、競争という概念になりますので、複数の応募がある場合のみ採用される方式であり、本審査会では対象となる施設が公募によらない団体ということになりますので、そこで選定いただくことになります。全委員による多数決で決定する2つ目の採決方式を採用することになることをご審議ください。説明は以上になります。

浅野会長

選定方式について何かご質問はありませんか。

-質疑応答-

それでは特に異論がなければ、挙手でお願いします。

- 挙手 全員賛成-

はい、それでは、この2番の採決方式でやるということで、決定します。

2 議題

(2) 指定管理者の選定について

浅野会長

次は指定管理者の選定につきまして、これは施設ごとに審議することになっておりますので、同じものの場合はまとめて行う形にするかもしれません。最初は、みよし市立福祉センターについて、事務局からお願いします。

加藤長寿介護課副主幹

議題の(2)指定管理者の選定について説明します。選定につきましては、お配りしております資料の7の各施設の管理者の選定調書になります。各施設の指定管理者の選定調書(各委員用)です。こちらをご用意ください。まず選定基準を説明します。選定基準は、みよし市の公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第4章に規定されています。資料7の1ページをご覧ください。みよし市立福祉センターで説明させていただきます。選定基準の欄に四角が付いているものが選定基準になりまして、その下の丸が付いているのが、審議していただく資料になります。

選定基準の1点目、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。こちらにつきましては、施設管理に係る基本方針で確認をお願いします。2点目、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。こちらは、事業計画書で確認します。3点目、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。ここで経費の縮減が図られるものであることの考え方につきましては、市が直営で施設の管理を行うより、指定管理制度を使って指定管理者が行ったほうが、経費を抑制できるという考え方になります。こちらは、管理に係る収支計画書で確認します。4点目、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。こちらは、前事業年度収支計算書、貸借対照表、財産目録、現事業年度収支予算書、人員体制について記載した書類で確認いたします。

それでは選定について具体的に進めてまいります。最初に見ていただい た次第が付いている資料の2ページ、資料2申請者調書をご覧ください。 この調書につきましては、各団体等から提出された申請書の内容を取りまとめ、各施設ごとに作成しております。項目につきましては、該当施設名、設置目的、施設概要、法人・団体名、代表者名、法人・団体所在地、指定管理実績、団体の分類、申請書類となります。ここで申請者につきましては、申請書類の1、申請の資格を有していることを証する書類として、現在事項全部証明書及び法人の定款、申立書及び納税証明書を確認し、全て申請の資格を有していることを確認いたします。

続いて資料7にお戻りください。こちらの1ページの選定基準の1点目 の申請者の調書の申請書類の2の1、施設の管理に係る基本方針が該当し ますので、こちらを読み上げさせていただきます。資料2、中段以降の申 請書類の2の(1)をご覧ください。施設の管理に係る基本方針としまし ては、ア魅力ある施設のために。設置条例に定められた開館時間を原則と して、利用者のニーズにあった開館時間や供用時間を柔軟に設定すること により、常に利用する市民だけでなく、初めて利用する市民に対しても利 便性の高い施設であるようにする。受付事務・清掃業務等には若干名を配 置し、安心して利用できる施設運営を行い、特に施設業務に従事したこと のある職員を確保するように努め、福祉のイベントなど企画・運営を行え る職員を配置し、福祉施設としての利用価値の向上を図る。イとしまして 利用者の意見反映。職員と利用者とのふれ合いを重視し、利用者の意見を 常に把握する。施設の運営には、利用者の要望、意見等に柔軟に対応し、 適切な管理を行う。利用者からの意見は、当法人の会議に諮ることによっ て施設運営に反映させる。ウのその他としまして、団体のホームページを 利用するほか、独自にチラシを作成して配布し、必要に応じてみよし市広 報、所属する各事業所のネットワークを利用する。みよし市立福祉セン ター内に福祉関連イベント内容などを分かりやすく掲示し、利用者に興味 を持ってもらい施設の利用拡大を図るとしております。この内容が1つ目 の運営選定基準に該当することになります。

続いて選定基準の2点目としまして、申請者調書2の(2)3ページになります。指定期間内の年度ごとの事業計画書。施設管理業務としまして、(ア)施設維持業務、(イ)受付許可業務、(ウ)施設利用料金徴収業務となっていまして、こちらの詳細な内容につきましては、指定管理申請書の写しの17ページから21ページまでの内容となっております。詳細について、年度別事業計画平成31年度、施設管理業務としまして、施設維持業務、受付許可業務、施設利用料金徴収業務。(2)の自主事業としまして介護職員初任者研修の実施、福祉備品、福祉車両の貸出、ボランティアコーディネート、ボランティア講座の実施、障がい者ふれあい交流事業「ふれあいバード」の実施、地域介護予防教室の実施となっております。詳細な内容としましては、平成31年度から平成32年度までの指定管理期間は同様の内容となっておりますのでご確認ください。

続きまして選定基準の3につきましては、申請者調書、申請書類の3、3ページの中段、管理に係る収支計画書が該当します。こちらにつきましては平成31年度から平成35年度までの収入支出を示したものとなります。詳細につきましては、指定管理者申請書の23ページからになります。こちらは、先ほどの選定基準の考え方で、具体的に市が直営で職員を配置すると、人件費がかかります。指定管理で行う場合、こちらの収支計画(2)の人件費を見ていただくと、金額としては0円になっております。これは、

福祉センターの管理につきましては、職員を兼任で置くという形で配置しますので、施設管理の直接的な人件費はかからず、光熱水費のみの事業費だけとなり、経費の縮減が図られるという形になります。

続いて選定基準の4点目です。申請者調書の申請書類の4、当該団体の経営状況を説明する資料として、前事業年度の収支計算書、貸借対照表、財産目録。こちらにつきましては28ページの後の別に綴じてある物ですが、平成29年度事業報告書並びに社会福祉事業及び公益事業資金収支決算書というものになっていきますので詳細は省きますが、確認をお願いいたします。

以上が選定基準の代表となる資料の説明となりますので、審査をお願いいたします。

浅野会長

ただいまの事務局の説明に対して、委員の方で何か不明な点がありましたらお願いします。

-質疑応答-

みよし市立福祉センターの指定管理をみよし市社会福祉協議会に指定 管理をお願いするということで、よろしいですか。よろしければ挙手をお 願いします。

- 挙手 全員賛成-

みよし市立福祉センターの指定管理候補者は、みよし市社会福祉協議会 に決定します。

次の高齢者生きがいセンター「太陽の家」の説明を事務局からお願いします。

加藤長寿介護課副主幹

資料7の1ページの下段になります。資料1と資料3の4ページが太陽の家の申請者調書になります。説明方法としましては福祉センター同様にしていきたいと思います。

1つ目の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。こちらにつきましては、施設管理に係る基本方針は、ア魅力ある施設のために、公益社団法人みよし市シルバー人材センターは、高齢者の安定した雇用の確保を推進し、高齢者に対する就業機会の確保等、高齢者の福祉増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与することを目的とするために、法律で設置された全国組織を持った団体である。次の高齢者の就業に関する事業を施設で実施することにより、高齢者が就業を通して仲間づくりや健康増進に努めることができ、魅力ある施設とすることができる。就業を希望するための職業紹介事業、就業に必要な知識及び能力の付与を目的として講習を行う事業、安全かつ適切な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業・その他高齢者の就業に関する事業となります。イ利用者の意見反映につきましては、利用者である会員自ら企画・運営をしている組織であり、そうした活動の中で、利用者の意見を十分反映することができます。また、アンケートを随時取り、意見の反映に努める。

選定基準2つ目の公の施設の効用を最大限に発揮するものであることでは、事業計画書になりますので、(2)指定期間内の年度ごとの事業計画書、ア施設維持業務、イ受付許可業務になります。こちらにつきましては、インデックス2の21ページ、施設の管理に係る基本方針に記載され

ています。

続きまして選定基準の3、公の施設の適切な維持及び管理並ぶに管理に係る経費の縮減が図られるものである。こちらにつきましては、30ページの収支計画になっております。シルバー人材センターにつきましても、人件費は職員が兼務というかたちをとっていますので、記載がありません。

選定基準4つ目としまして、公の施設の管理を安定して行う人員、資産 その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがある こと。こちらにつきましても、福祉センターと同様の書類により、ご確認 いただければと思います。

説明は、以上です。

浅野会長

ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。

-質疑応答-

よろしいですか。特にないようですので、みよし市シルバー人材センターに賛成の方は挙手ください。

- 挙手 全員賛成-

みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」の指定管理候補者は、みよし市シルバー人材センターに決定します。

次が7ページの中部憩いの家から30ページの明知上老人憩い家までで、調書は2ページから7ページまでですね。全部一緒に審議していいですか。では説明をお願いします。

加藤長寿介護課副主幹

資料4の1と資料7の方では2ページをお願いします。12施設ありますが、内容は同様ですので、併せてご審議をお願いします。

選定基準につきましては、中部老人憩いの家を見ながらご説明させていただきます。申請書類2の(1)施設の管理に係る基本方針、ア魅力ある施設のために、地域の高齢者の教養向上の場、レクリエーションの場であり、心身の健康増進を図ることを目的とし、利用者本位の施設運営を実施します。イ利用者の意見反映、利用者の意見をクラブ役員会で検討し、効率的な運営に反映させる。このクラブとはいきいきクラブになります。

続きまして、選定基準の2、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。これが申請書類の2の(2)指定期間内の年度ごとの事業計画書、ア施設維持業務、大規模修繕を除く施設修繕、設備の点検、清掃、衛生的環境の確保、事故・事件の予防等の施設の維持及び管理並びに防火点検。イ受付・許可業務。受付・許可の審査、利用者へ案内、秩序維持管理及び入場の制限等としております。

続きまして選定基準の3、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものである。これは指定管理申請書のインデックス3の13ページになります。こちらにつきましては、人件費が先ほどの施設と違いまして、管理手当として102,100円入っておりまして、管理運営費で光熱費、消耗品費及び修繕費等があります。こちらの金額につきましては、各施設により異なっております。人件費でございますけれども、管理人さんは1人ないし2人常時お見えになります。これを市が臨時職員等で配置いたしますと、概算ですが月15万円を超える試算になります。そういう意味でも経費の削減が図られているということになります。

選定基準4、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の 規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。こちらに つきましても、各施設の収支決算報告書・現事業年度収支予算書でご確認 お願いします。

12 施設同様の内容となりますので、ご審議をお願いします。以上です。

浅野会長

ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。

-質疑応答-

よろしいですか。老人憩いの家 12 施設まとめて、それぞれの地区いきいきクラブに施設管理をお願いしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

- 举手 全員賛成-

老人憩いの家 12 施設の指定管理候補者は、それぞれの地区いきいきクラブに決定します。

次は、明知下ふるさとふれあい広場ですね。事務局から説明をお願いします。

深谷協働推進課長

それでは、資料7の最後の8ページになります。それから次第の31ページの資料5をご覧ください。資料7の選定基準につきましては、これまでご覧いただいたものと同様でございますので、31ページの資料5に基づいて説明させていただきます。

まず、申請書類の欄からでございますが、1の申請の資格を有していることを証明する書類におきましては、団体の規約、役員名簿、代表者が禁治産者でない等々の書類を添付させていただいております。指定管理者申請書の付箋の15の先ほどお話がありました明知下行政区の運営規約、役員の名簿、代表者であります方の身分証明書を添付させていただきました。

続きまして、管理を行う公の施設の事業計画書では(1)の施設の管理に係る基本方針では、まず、アの魅力ある施設のためにでは、施設の適正な維持管理、効率的な施設利用の促進のため、利用者ニーズを把握し、施設運営に反映させる。となっております。イの利用者の意見反映では、施設利用後に利用者の意見を聴き、ニーズを取り入れる。ということでございます。続きまして、(2)の指定期間内の年度ごとの事業計画書は、指定管理者申請書の10ページから14ページになります。年度ごとに、内容的には、大規模な修繕は市が対応していきますが、それ以外の施設修繕、遊具の点検、樹木管理、清掃、衛生的環境の確保、事故・事件の予防等の施設の維持及び管理を行っていただいております。イの受付・許可業務につきましては、受付・利用許可、利用者への案内、秩序維持管理、入場の制限等になります。(3)の人員体制につきましては、人員は管理人が1人になります。こちらにつきましては、行政区の事務員が兼ねてもらっています。基本的には人権費は発生しないというものでありまして、こういうところで市が直接行うより経費節減が出来ていると考えております。

3の管理に係る収支計画書につきましては、指定管理者申請書の 16ページから 21ページに年度ごとにいただいております。内容的には毎年度同じでございますが、市からの委託料といたしまして、27万9,000円、支出の内訳としましては、光熱水費は6万円、樹木管理費が6万円、保守

| 点検費が6万円、清掃費が3万円、需用費が6万9,000円となります。

最後は、4の当該団体の経営状況を説明する資料としまして、指定管理者申請書の22ページから24ページまでに平成29年度明知下行政区の一般会計と特別会計の決算書、それから、(2)の現事業年度の収支予算書につきましては、指定管理者申請書25ページ、26ページに平成30年度の明知下行政区の一般会計の予算書を添付いただいております。

以上、説明とさせていただきます。

浅野会長

ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。

-質疑応答-

他にご質問はありませんか。なければ明知下行政区に指定管理をお願いするということでよろしいですか。挙手をお願いします。

一挙手 全員賛成一

明知下ふるさとふれあい広場の指定管理候補者は、明知下行政区に決定します。

最後に、太陽の広場について、説明をお願いします。

深谷スポーツ課長

それでは資料7の8ページの下段になります。申請書一覧につきましては、付箋16でございます。また次第にあります、33ページからの資料6になります。このところを見ながらご説明させていただきます。

まず33ページの申請者調書の申請書類でございますが、1の申請の資格を有していることを証する書類につきましては、付箋の16、2ページから17ページに掲載をさせていただいております。また団体の代表者が下記の事由に該当しないという代表者の身分証明書ですが、18ページと19ページに掲載させていただいております。

2の管理を行う公の施設の事業計画書でございますが、申請書の 20 ページから載せさせていただいております。アとしまして魅力のある施設 のためにということで、施設の適正な維持管理、効率的な施設利用の促進 のため、利用者ニーズを把握し、施設運営に反映させる。イとしまして利 用者の意見反映では、施設利用後に利用者の意見を聴き、ニーズを取り入 れる。(2) としまして、指定期間内の年度ごとの事業計画書でございま すが、21ページから5年分掲載させていただいております。その中の内 容としまして、保守管理業務、環境維持管理業務、人員体制について記載 した書類でございまして付箋の16の26ページをご覧いただきますと、こ ちらの中に人員体制を載せさせていただいております。人員体制につきま しては、配置人員は0.2人となっております。これにつきましては、区の 事務所の管理と同時進行でおこなう為に、0.2人という表記にさせていた だいております。人件費の案分を行うための0.2という数字で、経費節減 になっております。続きまして、調書の33ページの管理に係る収支計算 書では、27 ページから5年間分掲載させていただきました。内容につき ましては、指定管理業務として毎年30万円という対応です。4の当該団 体の経営状況を説明する資料、その下の5のその他市長が別に定める書類 ということで33ページから41ページにかけまして年度の事業計画書、予 算書等を載せさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

浅野会長	ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願い
	します。
	-質疑応答-
	はい特に質問がなければ、太陽の広場を福田行政区に指定管理をお願い
	するということでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
	-挙手 全員賛成-
	太陽の広場の指定管理候補者は、福田行政区に決定します。
	はい、ありがとうございました。
	以上で指定管理者の選定は終わりたいと思います。

3 その他

浅野会長	その他の議題がありますので、事務局お願いします。
加藤長寿介護課副 主幹	最後にその他でございます。今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。来週 10 月 10 日水曜日にこの審議会の結果につきまして市長に会長から答申をお願いすることなります。その後、12 月の市議会に指定管理者の指定について提出いたします。年を明けて1月に各団体に指定通知、基本協定の締結。3月になりまして、年度協定の締結。こちらは3月の市議会の議決後となります。 以上です。
浅野会長	これで議事は終了ですね。事務局お願いします。
太田長寿介護課長	慎重なる審議ありがとうございました。会長におかれましては来週 10日に市長へ答申をしていただくということで、よろしくお願いいたします。以上をもちまして第2回の審査会を終了といたします。ご起立をお願いします。 一礼の交換ー